明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五三）　一
〔告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働五五八）　一
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（国土交通一二〇四～一二一一）　七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人航海訓練所平成二十三事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒の処分・裁決関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第百五十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二日

厚生労働大臣　三井　辨雄

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百二十三号を第四百二十五号とし、第四百二十二号を第四百二十四号とし、第四百二十一号を第四百二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四百二十三　リン酸一水素マグネシウム

別表第一中第四百二十号を第四百二十一号とし、第三百四十五号から第四百十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三百四十四号の次に次の一号を加える。

三百四十五　ｔｒａｎｓ－２－ペンテナール

附　則

この省令は、公布の日から施行する。